



登録証・適合証明書 取扱手順

1. 適用範囲

1.1 本書の目的

本手順は、ペリージョンソン レジストララー（以下、**PJR**）が認証または適合証明した組織（以下、認証組織）に対して認定基準、承認基準、当社の基準に基づき発行した登録証または適合証明書の取り扱いについて定めるものである。なお、本手順は「認証の表明／広告宣伝および **PJR** ロゴ、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボルの使用手順（**PRO-3**）」と併せて利用され、本手順に基づく認証組織の運用の適合性は審査対象となる。

1.2 用語の説明

本規定では下記用語を使用する。

登録証： **PJR** が認証した組織に対して提供する電子媒体による認証情報。

適合証明書：**PJR** が適合を監査した組織に対して提供する電子媒体による適合証明情報。

2. 登録証および適合証明書（以下、「適合証明書」は「登録証」に包含する）

2.1 媒体

登録証は、電子媒体で提供する。登録証は必要事項を記載した **PDF** ファイルに電子署名を付したもので、**PJR** から認証組織に電子メール等で送付する。

なお、**PJR** は紙媒体での登録証を提供しない。

2.2 登録証および適合証明書の種類

(1) 対象となる登録証および適合証明書

1-1 以下の規格に対しては、それぞれ日本語の登録証が提供される。

- ISO 9001、ISO 14001、ISO 22000、JIS Q 27001、JIP-ISMS517 (ISO/IEC 27017)、

ISO 39001、JFS-B 規格、HACCP、GFSI 承認認証規格の食品安全適合証明、ISO 45001
(非認定)

1-2 PJR 米国本社で管理されている以下の規格に対しては、それぞれ英語版の登録証が日本語翻訳版とともに提供される。

- IATF 16949、AS9100、AS9110、AS9120、R2、FSSC 22000、ISO 37001、ISO 13485、ISO 45001 (認定)

(2) 英語版の登録証

上記 1-1 に規定される登録証に対し、認証組織が希望する場合は英語翻訳版登録証を提供する。英語翻訳版登録証の提供については無償とする。

上記 1-1 に規定される適合証明書 (JFS-B 規格) に対し、認証組織が希望する場合は英語翻訳版適合証明書を提供する。英語翻訳版適合証明書の提供については有償とする。

3. 認証組織における登録証の取り扱い

3.1 登録証の使用

認証組織は、PJR から認証を受けていることを表明するために、登録証を使用することができる。認証の表明における使用方法については、以下に加え、「認証の表明／広告宣伝および PJR ロゴ、規格ライセンス機関ロゴおよび認定機関シンボルの使用手順 (PRO-3)」を参照すること。

3.2 登録証の印刷

認証組織の管理の下で、登録証を印刷して使用することができる。印刷は原則カラー印刷とする。認証組織においてカラー印刷ができない環境の場合のみ白黒印刷を認める。印刷に使用する用紙は白色・無地 (A4) とする。印刷した登録証については、それが登録証の印刷であることを識別する必要はない。

3.3 登録証の Web サイトへの掲載

登録証を Web サイトに掲載することができる。掲載する際は、内容が判読できる範囲で縮小してもよい。ただし、Web サイトの閲覧者に偽造されないように扱わなくてはならない (例：ダウンロード不可、印刷不可の設定にする)。

3.4 旧版登録証の取り扱い

規格基準移行、認証範囲など記載内容の変更や再認証審査（または更新監査）に伴って新たな登録証が提供された場合は、旧版と差し替えるとともに、登録証の旧版はファイルを消去し、認証組織において印刷した登録証については確実に廃棄すること。また、廃棄した後に認証組織から PJR へ「登録証 廃棄・消去確認書 (FiuJ-35)」を送付すること。

3.5 認証の一時停止および撤回の登録証の取り扱い

認証を一時停止された認証組織は、その一時停止が解除されるまで、IATF 16949 を除くすべての登録証の使用を中止しなければならない。また、撤回（取り下げを含む）となった認証組織（IATF 16949 も含む）は、速やかに登録証のファイルを消去するとともに、認証組織で印刷した登録証があれば、そのすべてを廃棄しなければならない。併せて、破棄した後に認証組織から PJR へ「登録証 廃棄・消去確認書 (FiuJ-35)」を送付すること。